

建設工事請負一般競争入札公告 (H用)

社会福祉法人 いずみの福祉会 障害福祉サービス事業所「いずみのの家」解体撤去工事について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

令和 7年 3月 21日

社会福祉法人 いずみの福祉会
理事長 関根 和夫

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 社会福祉法人 いずみの福祉会
障害福祉サービス事業所「いずみのの家」解体撤去工事
- (2) 工事場所 埼玉県桶川市川田谷 1991-5
- (3) 工事内容 解体撤去工事 (建物概要の内容を解体撤去)
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年8月31日まで
- (5) 建物概要 構 造 : ①本棟 : 壁式鉄筋コンクリート造平屋建
勾配屋根部分 (食堂・多目的室・第1訓練作業室) : 鉄骨造
勾配屋根部分 (第3・4訓練作業室) : 木造
増築部分 : 木造
②旧浄化槽 (増築時砂埋)
③新浄化槽 (増築時新設)
④倉庫 : プレハブ平屋 (残置物含む)
⑤ヨト物置 (3台 : 残置物含む)
⑥自転車置場
用 途 : 障害福祉サービス事業所
敷地面積 : 1,778.40 m²
延床面積 : ①本棟 : 610.25 m² (詳細図は工事リストによる)

2 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有 (非公開)
- (3) 入札予定価格 有 (非公開)
- (4) 入 札 保 証 金 無

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) **令和5・6年度埼玉県桶川市建設工事競争入札参加資格者名簿（解体工事）**に登録されている単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 解体工事の格付が**Cランク以上**であること。
 - ② 格付評点が**600点以上**であること。
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (6) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (7) **解体工事業**の許可を有すること
- (8) 埼玉県桶川市または他官庁及び民間における**同規模程度の解体工事の元請け**としての施工実績を有すること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から**令和7年3月31日（月）**までに参加申込をすること。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類（添付資料をフラットファイル2部及びPDFデータで提出すること。）
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ウ 会社案内・会社経歴書
 - エ **令和5・6年度桶川市競争入札参加者資格ランク及び資格審査数値を証する書類**
 - オ 施工実績(件名、金額、延べ床面積、工期等)を証する契約書の写し
 - カ 法人登記簿謄本※書式は法人IPに掲載。
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）※締切日午後4時必着

- (5) 提出・問合せ先 〒363-0027 埼玉県桶川市川田谷 1991-5
社会福祉法人 いずみの福祉会 担当：小野寺
電 話 048 (786) 2213
E-mail : izuminonoie@violin.ocn.ne.jp

5 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には設計図書等、入札要綱書、入札書等書式、図面・仕様書 (CD-ROM) を郵送 (又はメールにて) 配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
※公告期間中に入札参加希望者より入札参加資格資料の提示があり入札参加資格有と確認できた場合は、即時設計図書等を配布可能とする。
- (3) 配布した図面・仕様書 (CD-ROM) は入札日に持参し、返却するものとする。

6 入札日程等 (公告には応募締切日時及び入札予定日のみ記載)

- (1) 公告日 令和7年3月21日 (金)
- (2) 応募締切日時 令和7年3月31日 (月) 午後4時まで
- (3) 入札参加資格確認通知 令和7年4月3日 (木) (※必要に応じ随時)
- (4) 設計図書等配布日 令和7年4月3日 (木) 着 (又はメールにて)
- (5) ※質問、回答の方法は入札要綱書 (入札説明書) により通知する。
質問回答は全業者に回答する。
- (6) 入札予定日 令和7年4月25日 (金) (即日開札)
※時間、場所は入札要綱書により通知する。

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者は見積書 (入札金額内訳書) を入札当日に提出し、当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正 (積算漏れがないか) と認められた事業者とする。
なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とすることができる。その場合、順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。
失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回までとする)
- (3) 初回入札に参加する企業が1社のみ場合は1回のみ入札を行うこととする。
- (4) 上記 (2) によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合 (最低価格で入札した者に契約締結の

意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

② 再度入札において、入札に応じる者が1 者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100 分の10 に相当する額を加算した額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。

- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2 以上の入札書を提出した者、又は2 以上の者の代理をした者

- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は落札後1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、入札要綱書により別に定めるとおりとする。

以上